

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第 1 条～第 29 条 省略）</p> <p>第 30 条（<u>スマートフォン</u>向け取引システム）</p> <p>1 <u>スマートフォン</u>向けの本取引システムについては、<u>スマートフォン</u>取引機器に使用されているハードウェアやソフトウェアが多様であり、全ての機種について動作確認が行われているわけではありません。このため、<u>スマートフォン</u>取引機器の機種によっては動作又は表示に不具合や誤作動が生じたり取引ができなかったりする可能性があります。お客様は、実際の取引で使用しても問題がないとお客様が独自に判断した場合に限り、<u>スマートフォン</u>取引機器を利用することとします。</p> <p>2 当社が<u>スマートフォン</u>取引機器用に提供する本取引システムで<u>利用できるサービスとパソコン版取引ツールで利用できるサービスとは、一部、利用できるサービスに差があります。</u></p> <p>3 <u>スマートフォン</u>取引機器用の本取引システムで実際の取引を行い、何らかのシステム的な問題又は通信の遅延等が発生した結果、お客様が損害等を被った場合でも、その責は全てお客様が負うこととします。</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第 1 条～第 29 条 省略）</p> <p>第 30 条（<u>携帯電話等</u>向け取引システム）</p> <p>1 <u>携帯電話等</u>向け（<u>パーソナルコンピューター以外の機器をいい、以下、「モバイル取引機器」といいます。</u>）の本取引システムについては、<u>モバイル</u>取引機器に使用されているハードウェアやソフトウェアが多様であり、全ての機種について動作確認が行われているわけではありません。このため、<u>モバイル</u>取引機器の機種によっては動作又は表示に不具合や誤作動が生じたり取引ができなかったりする可能性があります。お客様は、実際の取引で使用しても問題がないとお客様が独自に判断した場合に限り、<u>モバイル</u>取引機器を利用することとします。</p> <p>2 当社が<u>モバイル</u>取引機器用に提供する本取引システムでは、<u>取引方法等に一部制限があります。モバイル取引機器のうち、フィーチャーフォン用の本取引システムについては、本取引に必要な全ての機能を備えていないため、補助的な手段としてのみ利用することとします。</u></p> <p>3 <u>モバイル</u>取引機器用の本取引システムで実際の取引を行い、何らかのシステム的な問題又は通信の遅延等が発生した結果、お客様が損害等を被った場合でも、その責は全てお客様が負うこととします。</p>

<p>4 本条の定めは当社が推奨する<u>スマートフォン</u>取引機器の機種についても適用されることとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年7月11日 改訂</u></p>	<p>4 本条の定めは当社が推奨する<u>モバイル</u>取引機器の機種についても適用されることとします。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------